○農林水産省告示第二千三百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県双葉郡浪江町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及び浪江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十七年一月二十二日農林水産省告示第百三十号、昭和五十七年一月三十日農林水産省告示第二百二十一号、昭和五十七年十一月三十日農林水産省告示第千八百九十七号、昭和六十三年五月二十一日農林水産省告示第六百八十一号（一に係るものに限る。）、平成三年六月四日農林水産省告示第七百四十五号（二に係るものに限る。）、平成三年六月四日農林水産省告示第七百四十七号（一に係るものに限る。）、平成五年四月九日農林水産省告示第三百五十二号（一に係るものに限る。）、平成六年五月十八日農林水産省告示第八百二十七号（三に係るものに限る。）、平成七年三月八日農林水産省告示第三百五十六号、平成九年七月二十四日農林水産省告示第千二百二十二号（二に係るものに限る。）、平成十年七月三十日農林水産省告示第千百一号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千二百四十九号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月二日

国土交通大臣　前田　武志

三ロ中「仙台本町ビル九階」を削り、三に次のように加える。

ハ　愛知県名古屋市中区錦二丁目九番六号

ニ　大阪府大阪市北区天神橋二丁目五番二十五号

○国土交通省告示第千二百五十号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十四条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する同法第五十条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年十二月二日

国土交通大臣　前田　武志

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所

ビューローベリタスジャパン株式会社　神奈川県横浜市中区山下町一番地シルクビル

二　変更する年月日

平成二十三年十二月五日

三　変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地

千葉事務所　千葉県船橋市本町一丁目三番一号

○国土交通省告示第千二百五十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十四年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十二月二日

国土交通大臣　前田　武志

一　上原川

次に掲げる土地に存する標柱一号から五十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県神戸市北区山田町上谷上

字上原　二九番三　一号

二九番二　二号

二九番一　三号から十一号まで

二八番　十二号から十五号まで

二七番　十六号から二十二号まで

二三番一　二十三号から五十号まで

三四番一　五十一号

二三番四　五十二号

○国土交通省告示第千二百五十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十四年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十二月二日

国土交通大臣　前田　武志

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

烏原東

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から百三十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と百三十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県神戸市兵庫区千鳥町

一丁目　二六番　二十号から百五号まで

三丁目　一三番　百六号から百十三号まで

一四番　一号から十九号及び百十四号から百三十二号まで

○国土交通省告示第千二百五十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十三年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十二月二日

国土交通大臣　前田　武志

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東大沢川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県東田川郡庄内町肝煎

字東大沢　一〇番三　一号

一三番一地先道路敷　二号

一番　二十二号

一番地先河川敷　二十三号

二番一　二十四号及び二十五号

二番二　二十六号

四番　二十七号及び二十八号

八番　三十七号から四十二号まで

一七番　四十五号

一五番三地先河川敷　四十六号

字大越山　三号から二十一号まで

一番四　二十九号から三十一号まで

字高森　三十二号から三十五号まで

三三番五五　三十六号

三三番五四　四十三号及び四十四号

三三番五四地先道路敷　三十二番二四